

# 民による公益の増進

一般社団・財団法人の設立  
から  
公益社団・財団法人の認定  
(概要版)

滋賀県総務部総務課

# 目次

1. 一般社団・財団法人とは	1
2. 公益社団・財団法人とは	2
3. 一般社団・財団法人の設立～公益社団・財団法人の認定手続について	3
4. 公益認定基準及び欠格事由	4
よくある誤解への回答	6
申請書の入手方法	10

※ このパンフレットでは、一般社団・財団法人の設立から公益社団・財団法人の認定についての概要を説明しているものですので、詳細な内容につきましては、別に滋賀県総務部総務課が発行している【一般社団・財団法人の設立及び公益社団・財団法人の認定・運営の手引き】（滋賀県ホームページより取得可能）をご参照ください。

↓手引き掲載先アドレス

<http://www.pref.shiga.jp/koeki-hojin/newkouekihoujin/newkouekihoujin01.html>

## 《法令等の表記》

法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
法人法施行規則	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）
認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
認定法施行令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）
認定法施行規則	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）
公益認定等ガイドライン	公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）
留意事項	移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について（平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会）

根拠法令の条数等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記しています。

〈例〉〇〇〇法第1条第2項第3号 ⇒ 〇〇〇法§1Ⅱ③

（注）このパンフレットは、平成24年9月24日現在の法令等に基づいて作成しています。

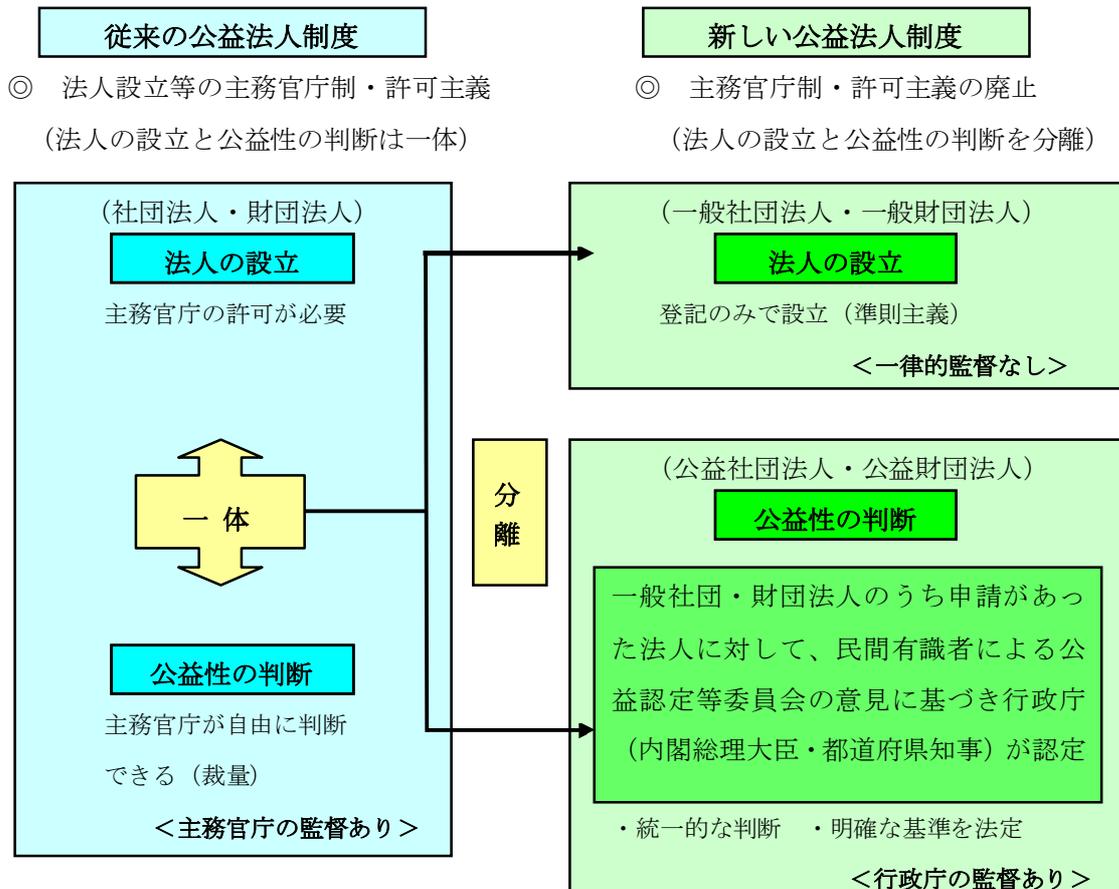
## 1. 一般社団・財団法人とは

平成 20 年 12 月 1 日に新しい公益法人制度が施行されたことにより、剰余金の分配を目的としない社団・財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる制度が創設されました。

この準則主義（登記）により設立された社団又は財団が一般社団法人又は一般財団法人になります。

一般社団・財団法人については、事業活動に制限はないため、公益的な事業はもちろん、町内会・同窓会・サークル等のように構成員に共通する利益を図ることを目的とする事業（共益的な事業）を行うこともできますし、あるいは収益事業を行うこともできます。

また、非営利型の要件を満たせば、NPO 法人と同じく、収益事業についてのみ法人税が課税されることとなります。ただし、株式会社のように営利（剰余金の分配）を目的とした法人でないため、定款をもってしても社員や設立者に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできません。



## 2. 公益社団・財団法人とは

一般社団・財団法人が、認定法の公益認定基準を満たす場合は、行政庁から公益認定を受け、公益社団・財団法人になることが可能です。

公益社団・財団法人は、すべて寄附金税制優遇の対象となる特定公益増進法人に該当するほか、事業内容が認定法上の公益目的事業と認められれば、その事業が法人税において収益事業とされているものであっても、**非課税**となります（公益目的事業に該当しない収益事業は課税）。

そのため、一般論としては、特に寄附を主要な財源として公益目的事業を行う法人または収益事業で得られた収益を財源の一部として公益目的事業を実施したい一般社団・財団法人が公益社団・財団法人を選択することが想定されます。

公益認定を受けるための基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される、公益認定等委員会が行います。

### 公益社団・財団法人の税制優遇措置

#### 寄附税制（寄附を行った者に係る税制）

公益社団・財団法人は、すべて税法上の「特定公益増進法人」に該当し、寄附金税制優遇が認められています。

(1) 法人（民間企業等）が公益社団・財団法人に寄附を行った場合

##### <法人税>

支出された寄附金について、その一部について（一般寄附金の損金算入限度額＋特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額を限度として）損金算入することができます。

(2) 個人が公益社団・財団法人に寄附を行った場合

##### <所得税>

支出された寄附金について、課税所得算出時に、（寄附金額－2千円）の額が所得金額から控除（所得控除）されます。

##### 【所得税税額控除】

個人がPST要件を満たす公益社団・財団法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度に加えて、**税額控除**制度の選択適用が可能になります。

税額控除制度とは、（寄附金額－2千円）×40%の額を税額から控除することができるもので、所得控除に比べて、特に小口の寄附者にとって減税効果が高いのが特徴です。

PST要件とは、直近に終了した事業年度を含む5事業年度（※）において、次のいずれかの要件のことを指します。

- ・要件1 年に3,000円以上支出した寄附者が各年平均で100人以上いること。
- ・要件2 年間収入に占める寄附金等収入の比率が1/5以上であること。

※ 設立から間もなく、これまでの事業活動期間が5年間に満たない法人は、設立の日から直近に終了した事業年度の終了日までの間（1年未満でも可）で判定を行います。

##### <個人住民税>

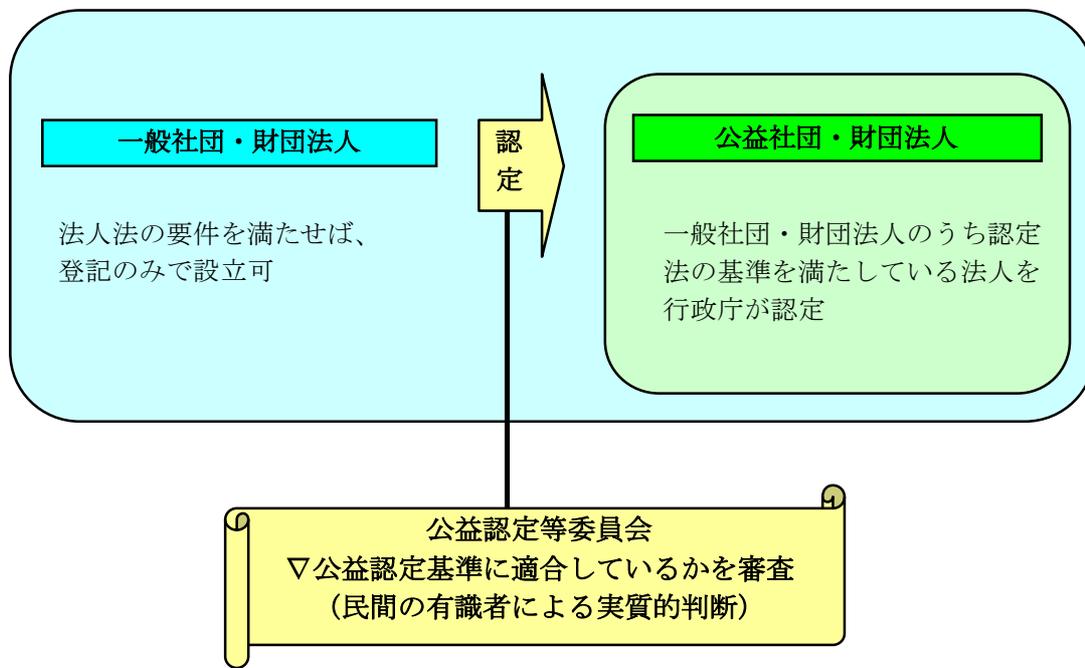
都道府県・市町村の条例等において、住民税に関する寄附金税制優遇対象として規定されている公益社団・財団法人の場合、支出された寄附金について、（寄附金額－2千円）×住民税率の額が税額から控除（税額控除）されます。

滋賀県では、滋賀県内に事務所等を有する公益社団・財団法人（県外に主たる事務所等を有し、県内に事務所等を有する公益社団・財団法人は、県に届出があったものに限る。）が寄附金税制優遇の対象となり、個人県民税（所得割）の税額控除の適用を受けることができます。

### 3. 一般社団法人・財団法人の設立～公益社団・財団法人の認定手続きについて

一般社団・財団法人については、設立の登記をすることによって成立します。

公益認定申請をして公益社団・財団法人になるためには、まず、法人法に基づいて、一般社団・財団法人を設立する必要があります。



#### 公益認定申請先の行政庁

申請先（所管）の行政庁は、法人及び行政庁の双方にとって、外形的に判断できる基準が望ましいことから、法人の事務所の所在する地理的場所と、事業を行う地理的範囲とに着目し、内閣総理大臣あるいは都道府県知事が所管することになっています（認定法 § 3）。

法人	行政庁
① 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人	内閣総理大臣
② 2以上の都道府県の区域内において公益目的事業を実施することを定款で定める法人	内閣総理大臣
③ 上記以外の法人	その事務所が所在する都道府県知事



#### 4. 公益認定基準及び欠格事由

公益認定を受けるには、公益認定基準を満たしていること及び欠格事由に該当しないことが必要になります。

##### 公益認定基準（認定法 § 5）※丸数字は号数

###### ○ 法人の目的・事業の性質・内容に関するもの

- ① 公益目的事業を行うことが主たる目的であること。
- ② 公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力を有すること。
- ③④ 法人関係者や営利企業等に特別の利益を与えないこと。
- ⑤ 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。
- ⑦ 公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

##### ※公益目的事業とは

学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます（認定法 § 2④）。

###### ○ 法人の財務に関するもの（財務3基準）

- ⑥ 公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること（収支相償）。
- ⑧ 公益目的事業比率（費用ベース）が100分の50以上になると見込まれること。
- ⑨ 遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。

###### ○ 法人の機関に関するもの

- ⑩⑪ 同一親族及び同一団体関係者がそれぞれ理事又は監事の3分の1を超えないこと。
- ⑫ 一定の基準（負債が50億円以上等）を満たす場合に会計監査人を設置していること。
- ⑬ 役員報酬等が不当に高額とならないような支給基準を定めていること。
- ⑭ 社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること。

###### ○ 法人の財産に関するもの

- ⑮ 他の団体の意思決定に関与可能な財産（株式等）を過半数保有していないこと。
- ⑯ 公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること。
- ⑰ 公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額（※）に相当する財産を類似の事業を目的とする公益社団・財団法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。  
（※）公益目的事業のために受けた寄附金等の残額
- ⑱ 清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益社団・財団法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。

**欠格事由**（認定法 § 6）※丸数字は号数

- ① 理事、監事、評議員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 公益認定取消し（申請による取消しを除く。）の事実があった日以前1年以内に当該公益社団・財団法人の業務を行う理事（取消し原因となった事実に係る業務の執行を担当する理事に限る。）であった者で取消しの日から5年を経過しないもの
  - ロ 認定法、法人法、一定の刑罰法規、税法に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ニ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）
- ② 公益認定を取り消されてから5年を経過しないもの
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの
- ④ 事業を行うにあたり法令上必要な行政機関の許認可を受けることができないもの
- ⑤ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないもの
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

**（参考）法令運用に関するガイドライン等**

公益認定基準を始め関係する法令の運用に関するガイドライン、具体的事例に即してよくある質問に対する回答集（FAQ）、申請の手引き（公益認定編）など、申請に当たって役立つ各種資料が、ポータルサイト「公益法人インフォメーション」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）において公開されていますので、是非、ご活用ください。



## よくある誤解への回答

新たに一般社団・財団法人を設立し、公益社団・財団法人を目指す法人からよくあるお問い合わせについてご説明します。

### 【質問①】

当法人は、設立間もない新設法人であるため、過去の活動実績がありません。このような法人でも公益認定を受けることは可能でしょうか。

また、申請書の記載の際に注意した方が良い点があれば、教えてください。

### 【回答①】

1. 公益認定の審査は、申請法人の公平性を保つため、既存法人、新設法人のいずれにも同様の基準を適用して行っており、活動実績が全くない事業でも事業計画が明確であれば、公益認定を受けることは可能です。
2. ただし、新設法人の場合は、これまでの活動実績がないことから、特に「財政基盤の明確化」（経理的基礎）、「事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保」（技術的能力）について、申請法人からより具体性のある説明をしていただくことで、事業計画の実現性について判断することになります。

なお、添付書類について、一般社団・財団法人が設立事業年度に申請する場合で、当該事業年度が1年未満の場合は、翌事業年度（1年間）の事業計画書と収支予算書の提出が必要になります。

公益認定の申請は、一般社団・財団法人であれば、その設立の時期にかかわらず行うことが可能ですが、申請の際には、法人の成立の日における貸借対照表や財産目録等の書類のほか、登記事項証明書を提出する必要がありますので、少なくともこれらの書類を作成又は取得した後に申請することになります。

### 【質問②】

公益社団・財団法人になった後に取消処分を受けると、法人のほとんどの財産が没収されてしまうのですか。

### 【回答②】

1. 公益社団・財団法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」といい、例えば、公益認定後に公益目的事業のために受けた寄附金や、収益事業から得られた収益の50%相当額がこれにあたります。  
そして、公益社団・財団法人が公益認定の取消しとなったとき、この公益目的事業財産のうち、公益目的事業に消費されていない部分（公益目的事業財産の残額）を類似の事業を目的とする他の公益的団体、国・地方公共団体へ贈与することになりますが、これは公益のために集めた財産は、最後まで公益的に消費することが求められているからです。

2. 一方、公益社団・財団法人には、公益認定基準の中で、公益目的事業に係る収入が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけない（収支相償）となっているため、この基準を満たしていれば、基本的には公益目的事業財産の残額は生じないことになります。

したがって、公益社団・財団法人がこの収支相償の基準を遵守していれば、一般的に公益認定の取消しによって、法人の財産が没収されることにはなりません。

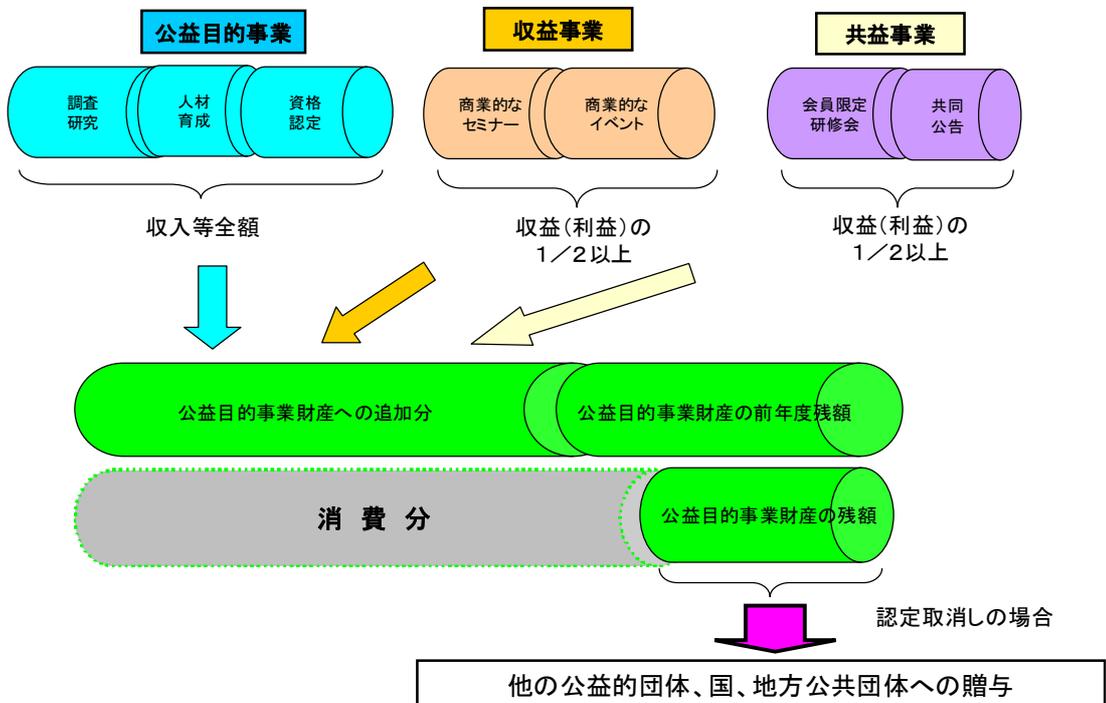
【公益目的事業財産の種類】

公益認定を受けた日以後の、 ①公益目的の寄附金、②公益目的の補助金、③公益目的事業の対価、④収益事業等から生じた収益の50%相当額、⑤公益社団法人の会費の50%相当額、⑥公益目的で保有する財産から生じる運用益等	公益目的事業に消費した部分
公益目的事業を実施するために不可欠な特定の財産 (例：美術品、歴史的文化的価値のあるもの)	左記のうち、 <u>公益認定を受ける前から保有していた財産</u>
公益認定前に取得した財産のうち、認定後に公益目的事業用として表示した財産等 ( <u>法人が任意に定めたもの</u> )	

□ : 公益目的事業財産の残額

特定民法法人が公益社団・財団法人に移行する場合は、特例民法法人がこれまで保有又は使用していた公益目的事業のための財産も公益目的事業財産になります。

公益認定取消し時の取扱い(申請による取消しを含む。)

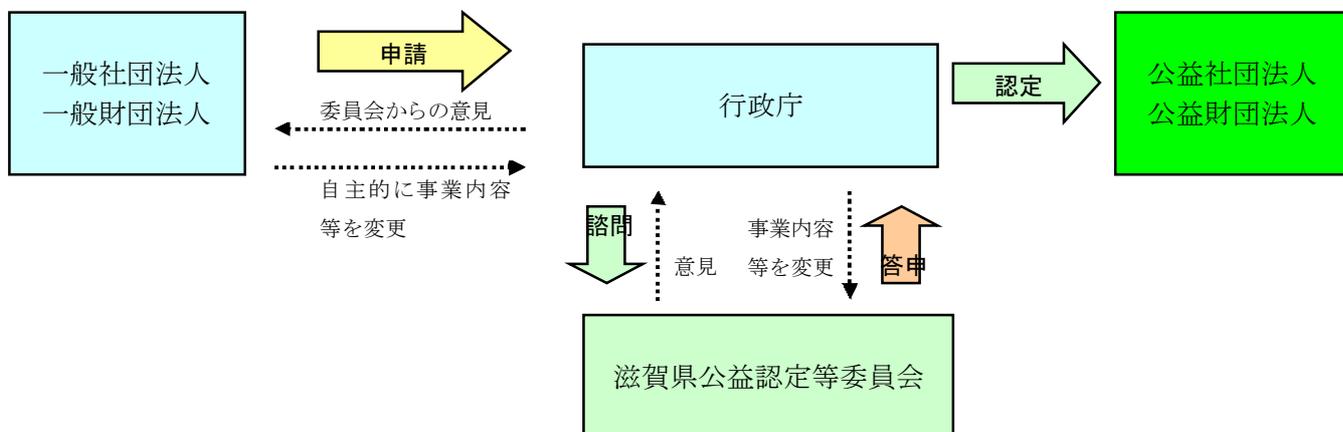


**【質問③】**

公益認定の審査は、ハードルが高かったり、長期間を要したりするのですか。また、少しでも不備があれば、いきなり不認定になってしまうのですか。

**【回答③】**

1. 滋賀県公益認定等委員会では、法人から提出された申請内容を審査し、少しでも不備があればいきなり不認定にするのではなく、審査の都度、公益認定基準を満たすためにはどのような工夫が必要かなど委員会からの意見をあらかじめ申請法人に伝えることで、暖かい審査に努めています。  
そして、これまで申請のあった法人の多くが、委員会からの意見を踏まえて、自主的に事業内容等を変更したことで公益社団・財団法人に認定されています。
2. また、申請から処分までに要する期間ですが、滋賀県では、公益認定の審査等について、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を設定しており、申請から4箇月を目途に処分することを標準としています。



**【質問④】**

事業規模が小さかったり、全県民を対象とするような事業にしないと公益認定が受けられないのですか。

**【回答④】**

1. 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの方が事業の恩恵を受けることができるのがよいというのは言うまでもありません。
2. しかし、申請法人の中には、事業実施のための収入が限られているため、全県に事業を拡大することが難しく、特定の地域等に限定された事業を行っている場合があります。  
そのような場合であっても、特定の地域等の中で対象者を限定せず、公平性が確保されているものであれば公益目的事業として認められることもあります。
3. 滋賀県では、これまで市町区域よりも狭い地域の住民を対象に助成事業（応募型）を行っている法人や年間の事業費が30万円の法人について認定を行った事例があります。

**【質問⑤】**

公益社団・財団法人になると、行政庁からの監督を受け、法人の運営が厳しくチェックされるのですか。また、公益認定基準を満たさない年があると、いきなり取消処分になるのですか。

**【回答⑤】**

1. 公益法人制度改革により、監督についても主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたことから、行政庁及び滋賀県公益認定等委員会（滋賀県の監督機関）が公益社団・財団法人にして行う監督は、法人の運営をチェックするというよりは、認定基準が遵守されているか必要な指導を行うことが主な目的になります。
2. 行政庁及び滋賀県公益認定等委員会では、平成 22 年 8 月 30 日に「監督の基本的考え方」を策定し、公表していますが、その中で、公益社団・財団法人に対する監督は、次のような考え方で臨むことにしています。
  - (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
  - (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益社団・財団法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
  - (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益社団・財団法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
  - (4) 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。
3. 認定の取消処分の中には、欠格事由に該当する場合（例：暴力団員等が事業活動を支配しているもの）のように必ず認定を取り消す場合もありますが、ほとんどの場合、仮に公益認定基準を満たすことができない年があっても、行政庁は、いきなり認定の取消処分をするのではなく、まずは、公益社団・財団法人が公益認定基準を満たすことができるよう改善指導を行うことになります。

そして、行政庁及び滋賀県公益認定等委員会では、上記 2 の「監督の基本的考え方」に基づき、公益社団・財団法人がどのようにすれば新制度に適切に対応できるのか支援する視点で監督を行っていくことにしており、公益社団・財団法人が公益認定基準を満たすことができない年があっても、いきなり認定の取消処分を受けることは、基本的にはありません。

**【質問⑥】**

申請書類が難しく、しかも作成する量が多いのではないですか。また、移行後、毎年、定期報告を作成するのが大変ではないですか。

**【回答⑥】**

1. 申請書類は一見すると複雑に見えるかも知れませんが、基本となる書類の数はそれほど多くなく、公益認定申請においては、「事業」、「収支予算」、「資産」に関する 3 種類になります。
2. 申請書類を作成するに当たっては、公益法人インフォメーション (<https://www.koeki-info.go.jp/>) において、「申請の手引き（公益認定編）」、「申請書類の記載例」が掲載されており、その中で申請書類の記載方法が様式ごとにわかりやすく解説されていますので、ご活用ください。

電子申請は、必要な箇所を記入すると自動計算しますので、申請に当たっては、これらのご利用をお奨めします。
3. また、電子申請を活用することで、移行後に提出が必要な定期報告に申請書類のデータ等を活用することができますので、作成に要する時間を短縮させることができます。

## 【申請書（様式）の入手方法】

申請書（様式）を入手するには、①ポータルサイトでの入手、②行政庁の窓口での入手、③郵送による送付依頼の3とおりがあります。このうち、ポータルサイトで電子ファイルを入手する方法の方が、入手自体、簡便な上、記載に際しても利便性に優れていますので、行政庁としては、①ポータルサイトでの入手をお奨めしています。

### ○ ポータルサイトでの入手

ポータルサイト「公益法人インフォメーション」 (<https://www.koeki-info.go.jp/>) にアクセスし、「電子申請窓口」の箇所、ログインID及びパスワードを入力してから、ログイン後、申請書（様式）を選択することにより、申請書（様式）をダウンロードすることができます。

電子申請では、画面上、次の順に進めていきます。

① ポータルサイトへアクセス  
(電子申請のお申込・電子申請窓口)



【行政庁から簡略コードの発行を受けている場合】

法人コード・簡略コードの入力

ID・パスワードの入力

② 必要事項(法人の名称、住所その他の連絡先、  
事務担当者の氏名、電子メール等)を入力

③ 電子申請開始申込書の提出

④ 行政庁は確認の上、完了メールを送信

⑤ 申請書（様式）のダウンロードのほか、電子  
申請が可能に。

**【問い合わせ先】**  
滋賀県総務部総務課公益法人担当  
電話 077-528-3145 (直通)  
FAX 077-528-4812  
メール ba0007@pref.shiga.lg.jp

